

福祉センター受変電設備清掃仕様書

(業務内容)

第1条 業務の内容は、鎌倉市福祉センター受変電設備清掃業務(以下「清掃業務」という。)とし、次の施設に設置している受変電設備の清掃業務とする。

名称 鎌倉市福祉センター

位置 鎌倉市御成町20番21号

(清掃業務の回数等)

第2条 清掃業務の回数は1年に1回とし、次の各号に定めるところにより施行する。

- (1) 受変電設備を完全に停電させ安全性の確保に留意する。
 - (2) 目視及び絶縁抵抗測定により汚損状態を確認し、異物の除去、清掃を行う。
 - (3) 絶縁部を重点とし断路器、遮断機、高圧交流負荷開閉器、変圧器、VC、CT 等の各機器の清掃を行う。
 - (4) 汚損の程度がひどく、乾燥ウエスでは拭き取れない場合は、機器材料にあった清掃液(水、アルコール液等)にウエスを浸し、絶縁物表面の粉塵を拭き取る。
 - (5) 終了後、受変電設備の正常な稼働の確認を行う。
2. 施行の日時は、発注者・受注者協議のうえ決定する。

(その他)

第3条 受注者は、前各条に定めるものの他、法令、鎌倉市契約規則を遵守し、発注者に対して上記業務を約諾する。

以上